

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

綾瀬市長

市町村名 (市町村コード)	綾瀬市 (14218)	
地域名 (地域内農業集落名)	春日原・早川地区 (ー)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月28日 (第2回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は市内においてもまとまった農地がある地区となっているが、農道部分が高くなっている、降雨時には水に浸かる、段差がある、接道がない、狭小な農地といった条件に恵まれない農地もあり、条件に応じた農地の貸借を進めていく必要がある。

生産品目は、市場出荷向けのキャベツ、レタス、ブロッコリー、トウモロコシ、ネギのほか、直売向けの多様な野菜や果樹のほか、植木等が生産されている。

担い手は高齢化が進んでおり後継者がいないため、今後の担い手不足が懸念され、地域内の担い手への農地集積・集約化を進めつつ、地域外からも担い手を受け入れていくことで、農地の有効活用を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

市場出荷向けのキャベツ、レタス、ブロッコリー、トウモロコシ、ネギの生産及び直売所向けの多様な野菜類や植木等の生産を継続しつつ、出荷調整の手間のかからない新たな品目の導入を検討していく。

また、農地が点在している担い手がおり、農作業効率の低下をまねいているため、農地集積・集約化を進めることで、農地の有効利用を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	82.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	82.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業上の利用が行われる区域は、農振農用地区域内の農地とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域の担い手への集積・集約化による農地管理を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地所有者の貸付意向時期に配慮し、農地バンクへの貸し付けを推進していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
必要に応じて、検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な担い手を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びＪＡと連携し担い手の確保・育成に取り組んでいく。 大規模経営体に将来の新規就農者が耕作する農地を集積し、新規就農者が独立就農する時に、その農地で就農できる体制を整備する。 就農希望者向けの情報（農地、研修先等）を整理し、就農希望者が情報を取得しやすい環境を整備する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じ、ＪＡで耕耘作業等の相談・実施及び小規模農家への農業用機械貸出等を行っていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				